



TRANSPARENCY
REPORT
2025

監査品質に関する報告書



PKF
ひびき監査法人

Transparency Report 2025

Contents

CHAPTER 01 理事長からのメッセージ

- (1) はじめに
- (2) 監査・会計の専門家集団としてのコミットメント
- (3) 監査法人の経営理念
- (4) 監査法人の行動指針

CHAPTER 02 組織・ガバナンス体制

- (1) ガバナンスに対する考え方
- (2) 組織の体制
- (3) 経営機関と現場との情報共有
- (4) 評議会の設置

CHAPTER 03 品質管理体制

- (1) 品質管理の取組み
- (2) 品質管理の体制
- (3) 職業倫理及び独立性
- (4) 監査契約の締結
- (5) 監査業務の実施
- (6) 審査の体制
- (7) 専門的な見解の問合せ
- (8) 品質管理システムのモニタリング
- (9) 外部機関によるモニタリング
- (10) 内部通報等への対応

CHAPTER 04 人的基盤

- (1) 法人構成員の状況
- (2) 人材育成
- (3) 人事評価

CHAPTER 05 IT 基盤

- (1) 情報セキュリティ
- (2) 監査調書の電子化
- (3) IT の利用

CHAPTER 06 財務基盤

- (1) 報酬依存度
- (2) 売上高

CHAPTER 07 国際対応

- (1) グローバルネットワーク
- (2) 海外対応

CHAPTER 08 その他の取組み

- (1) 被監査会社及び資本市場関係者との意見交換
- (2) 非監査業務の位置づけ
- (3) サステナビリティ情報開示への取組み

CHAPTER 09 監査法人の透明性の向上と説明責任

[付録]

- ・法人概要
- ・対応表

理事長からのメッセージ

(1) はじめに

われわれ監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、経済社会の健全な発展に寄与するという公益的な役割を担っています。その役割を果たすために、ひびき監査法人は監査の品質の確保及びその持続的な向上が最も大切であると考えています。

また、会計・監査を取り巻く外部環境や、会計監査に対する社会の期待が大きく変化する現実を意識した上で、その変化に適切に対応していくことが不可欠と考えます。近時、社会一般からの中小監査法人に対する上場会社の監査の担い手としての役割が増大しております。株式新規上場（IPO）を目指す会社の監査の担い手としても、中小監査法人への期待が高まっております。他方で、ここ数年、上場会社等における会計不正が増加傾向にあります。ひびき監査法人は、このような社会の期待や環境変化に対応していくことが必要不可欠であると認識しております。

このような認識のもと、私たちは、法人の構成員が自由闊達な意見交換を行い、情報・知識を共有しながら専門的能力を高め合うような組織文化・風土を醸成し、それを組織に定着させるための施策に積極的に取り組んでいます。具体的には、理事長からの監査品質の確保や持続的な向上・行動指針の遵守に関しての構成員に対するメッセージの発信、職業倫理やコンプライアンスなどの各種研修の実施、法人内でのディスカッションの実施、監査現場でのチーム内コミュニケーションの活性化などに積極的に取り組んでいます。私たちは、このような取り組みを通じて、監査の品質を組織として持続的に向上させ、会計・監査を取り巻く環境変化や、会計監査に対する社会の期待の変化に対応することを目指しています。

ひびき監査法人への変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

MESSAGE



ひびき監査法人 理事長

田中 弘司

(2) 監査・会計の専門家集団としてのコミットメント

ひびき監査法人は、大阪と東京に基盤を置く中堅監査法人として、時代により変遷する社会の期待に応えるとともに、高品質かつプロフェッショナルなサービスを提供することによって、クライアントと資本市場の発展に尽力してきました。

経験豊富な公認会計士を中心に構成された当法人は、ディスクロージャー制度の一翼を担う監査及び会計の専門家集団として、監査品質を重視し、自由闊達な意見交換を行うことにより

ポイントを抑えた監査を実施しています。また、私たちは職業的懐疑心を保持して不正等を見逃さない監査を行うことで財務情報に信頼性を付与し、企業の健全かつ持続的な成長に寄与したいと考えています。

私たちは、日本公認会計士協会の倫理規則に則り、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持、職業的専門家としての行動といった原則に従って行動するほか、独立性や利益相反の規範を遵守します。

(3) 監査法人の経営理念

ひびき監査法人は、3つの独自の経営理念を掲げています。

(1) 信頼される監査法人

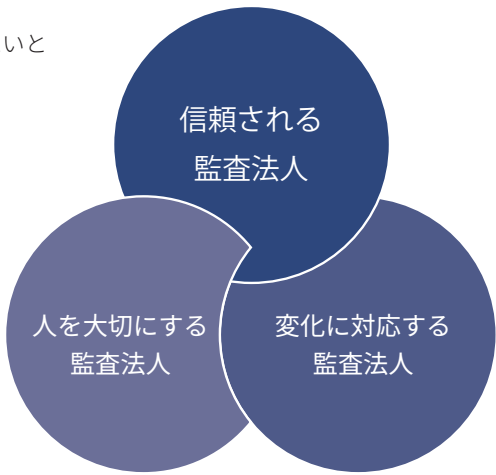
当法人は、常に皆様から信頼される監査法人でありたいと考えています。

(2) 人を大切にする監査法人

当法人は、個人の個性を尊重し、自由闊達に議論ができる土壌を持ち、人と人とのつながりを大切にする監査法人でありたいと考えています。

(3) 変化に対応する監査法人

当法人は、あらゆる変化にフレキシブルに対応できる監査法人でありたいと考えています。



(4) 監査法人の行動指針

ひびき監査法人の構成員は、監査をはじめとする専門業務を実施するに際し、次の基本原則を遵守します。

 Credo 01	常に誠実に行動すること
 Credo 02	先入観を持たず、利益相反を回避し、また他の者からの不当な影響に屈せず、常に公正な立場を堅持すること
 Credo 03	職業的専門家としての能力を維持すること
 Credo 04	正当な理由なく業務上知り得た情報を他の者に漏洩し、または自己もしくは第三者の利益のために利用しないこと
 Credo 05	常に職業的専門家としての自覚を持ち、また、職業的専門家としての基準及び法令を遵守すること

私たちは、ひびき監査法人としての行動指針を記したカード（クレドカード）を作成し、すべての構成員にこれを配布し、常時携帯して、日々の行動において、行動指針を理解し、行動に反映するように取り組んでいます。

組織・ガバナンス体制

(1) ガバナンスに対する考え方

ひびき監査法人は、公認会計士法第 1 条の 3 第 5 項に規定される無限責任監査法人です。無限責任監査法人とは、社員の全部が無限責任社員であるとする定款の定めがある法人です。社員がこのような無限責任を負うためには、それぞれの社員が相互の監視と相互の信頼を通じて緊密に結びつき文字通りのパートナーシップを構成することが不可欠です。

私たちは、監査品質の確保とその持続的な向上を第一に考え、過度に規模の拡大を求めることなく、全社員の顔が見える範囲内で、社員が上下の区別なく自由闊達に意見交換を行える機会を頻繁に設け、情報や知識を共有しつつ法人全体としての専門的能力を高めあっていくような体制を構築しています。

(2) 組織の体制

ひびき監査法人は、全社員の顔が見えるという中堅規模の監査法人であるメリットを活かすために、原則として全社員が出席する社員会、全理事が出席する理事会を毎月 1 回開催し、品質重視の組織風土の醸成及び情報知識の共有を図っています。

社員会は、当法人の最高意思決定機関であり、すべての社員によって構成され、経営に関する重要な事項を審議決定します。社員会の決定事項としては、法人全体の経営理念・経営戦略・経営計画の承認、業務執行社員・審査担当者の承認、監査契約の新規受嘱・解除（理事会承認のものを除く）、社員人事の承認（登用・ローテ-

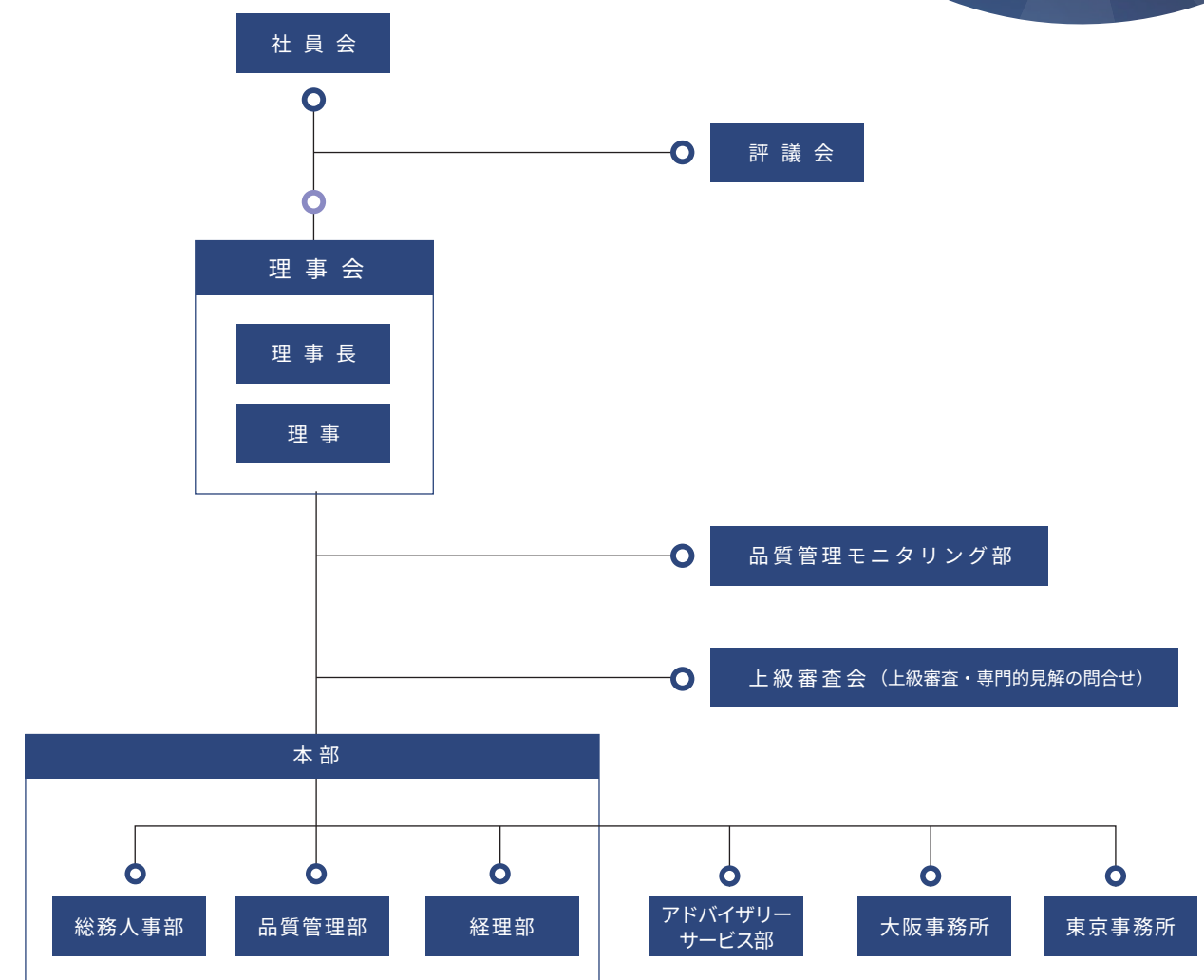
ション）、社員報酬に関する事項の承認、事業年度の予算案及び決算の承認等が挙げられます。

理事会では、法人全体の経営理念・経営戦略・経営計画の策定、業務執行社員案・審査担当者案の社員会への答申、社員の人事考課案・報酬案の作成、契約リスクの低い監査契約の新規受嘱・解除、その他重要事項の事前協議及び社員会への諮問を行います。

また、監査法人の業務運営を、監査品質の確保とその持続的な向上の観点から実効性のあるものとするため、品質管理部と品質管理モニタリング部をはじめとした各機関を設けています。

組 織 図

Organization Chart



(3) 経営機関と現場との情報共有

監査法人において、監査の品質を持続的に向上させるためには経営機関が経営機能を発揮するとともに、経営機関の考え方を監査の現場まで浸透させる必要があり、そのための体制を整備することが求められます。同時に、監査のあらゆる局面において、法人全体で監査チームを支援し、監査チームが実効性のある適正な監査を実施できる体制を構築することが監査法人のマネジメントに課せられた課題であると考えます。

社員会・理事会での議論を通じて社員間で共有

された品質重視の風土・情報・知識・メッセージは、業務執行社員を通じて監査チームに伝えられます。一方、監査現場の情報は業務執行社員を通じて社員会に伝達され、経営意思決定に活かされます。このような双方向のコミュニケーションにより、法人の構成員は「会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者を保護することによって、経済社会の健全な発展に寄与する」という共通した価値観を体得します。

(4) 評議会の設置

ひびき監査法人では、法人に対するガバナンスを強化して組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させるとともに、監査法人の運営の透明性の向上を図り、組織的な運営の状況を第三者の視点からチェックできるようにするため、経営機関の運用状況をモニタリングする監視・評価機関である評議会を設け、独立性を有する第三者の知見を活用しています。

評議会には、内部評議員に加え、外部の有識者を外部評議員として招聘しています。これにより、社員の選任や報酬の決定、法人の人事管

理・評価、組織的な法人運営の実効性評価等の重要事項に外部有識者の関与を深め、ガバナンスの強化を図っています。

評議員は、必要に応じ社員会等に出席し、適時に経営執行を監視する体制を構築しており、法人の組織的な運営の実効性評価、社員人事・報酬の決定、人材育成・人事管理・報酬にかか

る方針の決定、内部通報等への対応方針の評価、被監査会社等との意見交換等に関与する役割を担っています。

※外部評議員とその選任理由

永田 守氏（グローバル法律事務所 弁護士）：同氏は、東京大学法学部卒業後、長く東京都庁で行政運営に携わった後に弁護士に転身した経験を踏まえ、公益的な視点及びガバナンスの視点から法人運営を監視することが期待されます。なお、同氏は、現在グローバル法律事務所に勤務されていますが、同事務所も永田弁護士個人も当監査法人との間に取引等はないことから、外部評議員の独立性は十分に確保されています。

(1) 品質管理の取組み

ひびき監査法人は、法人の構成員各人の職業的専門家としての能力を組織的な運営体制のもとに統合し、監査品質の向上に向けて、法人としての組織的な対応力を強化するような仕組み

を構築しています。

監査の品質とは、多数の利用者を想定した会計監査において、次の①、②を実現しうる水準と考えられます。

- ① 監査人が、監査手続によって、財務諸表に含まれる不正又は誤謬による重要な虚偽表示を発見すること
- ② 上記①の場合に、（i）経営者に対して財務諸表の修正を求め財務諸表を適正ならしめるか、あるいは、（ii）監査意見を表明して不適正な財務報告の利用者が誤った判断をする事態を防止すること

ひびき監査法人では、監査の品質を維持向上するために次の（2）～（10）のような施策を講じています。

(2) 品質管理の体制

ひびき監査法人では、法人全体として一貫した監査水準を維持するために品質管理部を設置しています。品質管理部は、研修の実施、監査マニュアルの整備、監査ツールの開発（各種チェックリスト、調書様式の作成・更新、モデ

ル調書例の作成など）、各監査チームから収集した問題解決手法の共有化、経済環境等の情報入手ツールの提供等を通じて、監査チームをサポートしています。

(3) 職業倫理及び独立性

ひびき監査法人は、法人及び法人の構成員が職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会の倫理規則等に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。また、法人及び法人の構成員が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、企業会計審議会が公表した「監査に関する品質管理基準」等に準拠して、独立性の保持のための方針及び手続を定め、これらを遵守しています。

独立性に関しては、ひびき監査法人及び法人の構成員並びにネットワーク・ファームが、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年7月1日現在で独立性の保持のための方針及び手続に関する監査人のチェックリストにより利害関係の有無を調査し、提出を求めています。また、新規に監査契約を受嘱する際には、その都度利害関係の有無を確かめています。

さらに、独立性の保持に疑いを持たれるような関係や外観が識別された場合には、独立性に対する阻害要因を除去又は軽減するための対応策を講じ、対応策を講じても阻害要因を除去又は許容可能な水準まで軽減できないときには、理事会に迅速に報告・討議し、契約の解除が適当であると考えられる場合には社員会で協議し契約を解除することになります。

公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の関与先の監査業務については、公認会計士法及び倫理規則等に準拠した規程を定め、その主要な担当者（業務執行社員・審査担当社員等）に対してローテーションを実施しています。対象となる同一関与先に対して、継続して7会計期間を超えて関与できないとし、継続関与期間後は、筆頭業務執行社員は5会計期間、審査担当社員は3会計期間、その他業務執行社員は2会計期間をクーリングオフ期間として関与できないとしています。

(4) 監査契約の締結

ひびき監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新の際、監査契約の承認に関する規定に基づき、独立性をチェックするとともに、不正リスクを含むリスク評価を実施した上で、適切に受嘱の可否を決定しています。その際、リスクのレベルについては、適用しようとする財務報告の枠組みの受入可能性、被監査会社の財政状態・経営成績、経営者の誠実性、監査予定時間

や人的資源の確保を含む監査チームの能力と適性等の観点から評価を行っています。

また、ひびき監査法人の有する監査リソースとのバランスを慎重に検討の上、無理な受嘱により既存の監査契約における十分な職務遂行を妨げることのないよう契約の可否を判断し、当法人が締結するすべての監査契約の監査品質の維持に努めています。

(5) 監査業務の実施

ひびき監査法人は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を定め、品質管理部からの情報発信等により、法人の構成員に適時かつ的確に情報を伝達するとともに、監査責任者が適切な指示及び指導を行っています。また、実施した作業に関する適切な監査調書が作成・

記録されていることについて、監査責任者が確認することを定め、運用する体制を整えています。

監査調書の整理・管理及び保存についても、品質管理の方針及び手続を定め、これに準拠して監査業務を遂行しています。

(6) 審査の体制

監査業務に対する審査は、監査チーム構成員とは別に選任された審査担当社員が、監査の計画段階から監査意見形成段階までの監査全般にわたり、監査チームが行った監査手続や監査上の判断を客観的な視点から検証しています。

また、ひびき監査法人では、監査意見を形成する過程で、重要な事項について事前に審査担当社員によるチェックを義務付ける事前審査制度を設け、期末日付近に新たな論点や予見しない結論が発生するリスクを抑制しています。

(7) 専門的な見解の問合せ

ひびき監査法人では、事前に専門的な見解の問合せが必要な事項を明示し、該当する事項が生じた際には、上級審査会あるいは法人内外の専門家の見解を入手することを義務付けています。

また、監査チームと審査担当者に判断の相違がある場合は、上級審査会にて解決を図っていきます。

独立性についての職業倫理に関する対応

独立性の確認

利害関係の調査



(8) 品質管理システムのモニタリング

ひびき監査法人では、品質管理システムの整備及び運用の状況に関する情報を適時に把握するとともに、識別した不備に適切に対処するためのモニタリング及び改善プロセスを整備・運用しております。

● モニタリング体制

モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者として品質管理モニタリング部長を選任しています。モニタリングについては、客観性が確保できる者が担当し、もし不備が検出された場合には、関係する部門等に対して改善措置を適切に作成し実行することを指示・監督します。

● 期中モニタリング

品質管理上の課題を早期に発見し、対応を図るため、進行中の監査業務の期中におけるモニタリングを実施しています。

● 完了した監査業務の検証

個々の監査業務が、所定の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されているか否かを事後的に検証するため、完了した監査業務の検証を実施しています。完了した監査業務の検証は、品質管理モニタリング部において検証業務毎に検証担当社員を選任し、毎年度、循環的に実施しています。検証のサイクルは、3年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の業務執行社員に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定しています。

(9) 外部機関によるモニタリング

外部機関が当法人の品質管理システムを確認する制度として、日本公認会計士協会（JICPA）による品質管理レビュー、金融庁の公認会計士・監査審査会（CPAFOB）による検査等があります。

① JICPA による品質管理レビュー制度

日本公認会計士協会（JICPA）は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況

● 改善プロセス

改善プロセスに関しては、識別された不備に対処するための是正措置を、その根本原因の分析結果に応じてデザインし、適用しています。品質管理モニタリング部長は、是正措置が適切にデザインされているか、運用されているかを評価・判断し、適用された是正措置が有効であるか評価します。その上で、是正措置が適切にデザイン又は適用されていない、又は有効でないと判断した場合、是正措置が適切に修正され有効であると判断できるまで、適切に対処いたします。

● 品質管理システムの評価

最高責任者である理事長は、当法人の会計年度の末日を基準日として品質管理システムの評価を実施し、品質管理部長（品質管理システムの整備及び運用に関する責任者）とともに、年1回、品質管理システムの評価結果を社員会に報告し、社員会で品質管理システムの整備及び運用に関する業績評価を受けています。

当法人は2025年6月30日を評価基準日とする評価を実施した結果、当法人の品質管理システムの評価において重大または広範な不備が識別されなかったことから、当法人の品質管理システムは、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると結論付けております。

をレビューする制度（品質管理レビュー）を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善勧告が行われます。

当法人は、2024年1月に日本公認会計士協会より品質管理レビュー報告書の交付を受けておりますが、当該品質管理レビュー（通常レビュー）の実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」となっております。

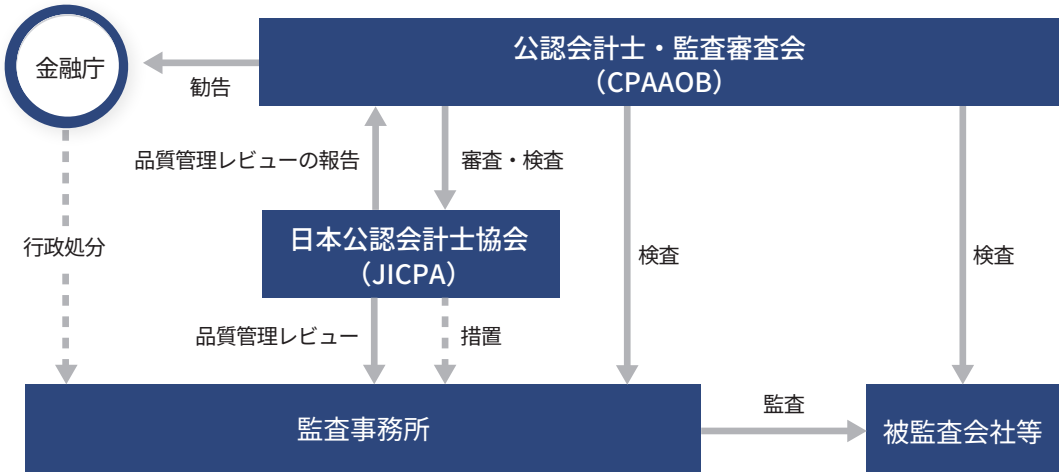
② CPAFOB による検査制度

公認会計士・監査審査会はJICPAから品質管理レビューに関する報告を受け、内容を審査し、必要に応じて監査事務所等への報告徴収や立入検査を実施します。立入検査の結果、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結果通知書により通知し、監査事務所に改善を促します。

JICPAにおいて品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、CPAFOBは、

業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。その場合、金融庁は監査事務所に対して、戒告、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止、解散命令、課徴金納付命令などの行政処分を行います。

当法人は、2023年1月にCPAFOBからなされた行政処分勧告に基づいて同年3月に金融庁による業務改善命令を受け、金融庁に対し業務改善状況の報告を行ってまいりましたが、業務改善計画の履行を完了し、2024年4月をもって業務改善報告は終了いたしました。



(10) 内部通報等への対応

内部及び外部からの通報は、早期に被監査会社における不正の兆候を発見し、不正の規模を極小化することを可能にします。被監査会社の役職員が、不正に関わる情報についての通報を自発的・積極的に行うためには、通報者の立場・利益が確実に擁護されることが担保され、自発的な通報を行うモチベーションが担保されるような仕組みの制度設計・整備・運用が不可欠と考えます。

ひびき監査法人では、内部通報等の窓口として「ひびきホットライン」をホームページ上に設置

し、通報内容を法人内担当者と評議会に伝達するものとしています。その際、通報者の保護を配慮し慎重に扱うとともに、たとえ匿名通報であっても、また「疑わしい」レベルの内容であっても、原則としてこれを取り上げることにしています。

私たちは、このように通報者保護の観点に立つて、内部通報等に対応しています。

人的基盤

(1) 法人構成員の状況

個々の監査業務は、監査の責任者である業務執行社員、現場を取りまとめる主査ならびに補助者が監査チームを構成します。ひびき監査法人では監査責任者が現場に赴き、被監査会社と積極的にコミュニケーションを図ることによって、そのビジネスを理解して監査上の留意点を把握するよう努めています。このような監査責任者と監査現場との一体感が私たちの監査業務の特色となっています。

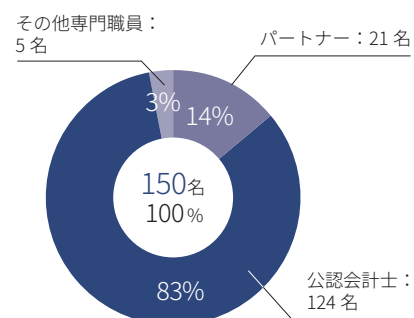
監査チームのメンバーの選任については、職業的専門家としての判断能力、監査業務の理解の程度及び実務経験、職業的専門家としての基

準及び法令等の理解、被監査会社が属する産業に関する知識などを考慮してメンバーを決定しています。ひびき監査法人の構成員は監査経験年数が比較的長いメンバーが多く、各監査チームにおいても十分な監査経験を有するメンバーが大半を占める構成としています。

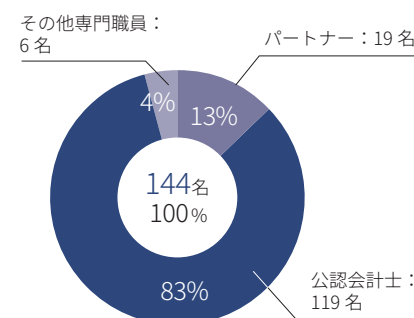
また、私たちは女性活躍推進をダイバーシティ&インクルージョンの重要なテーマの一つと位置付けています。女性活躍をはじめとする多様な視点からの考察は監査品質の向上に資すると考えています。

職位別の人員構成割合及び平均監査経験年数

2024年6月30日



2025年6月30日



(2) 人材育成

監査業務の品質と法人の成長の基礎となるのは、法人の構成員ひとりひとりの能力であるとの考えのもとに、年間40時間以上の研修受講を義務付けています。また、当法人が、職種・職階に応じて必要と認めたプログラムについては、必須研修に指定しそれぞれ履修を義務付けています。具体的には、職業倫理研修、不正対応等にかかる研修、不正事例等を題材にしたディスカッション形式の研修、専門性を高めるための分野別研修・専門別研修、日本公認会計

士協会の品質管理レビュー結果等を法人の構成員にフィードバックする研修、最新の会計情報の共有等、監査品質維持のための多様なプログラムがあります。

これらの研修を通じて、法人の構成員は、会計監査を巡る課題や知見・経験が共有され、監査の品質管理の向上、さらに、積極的に議論を行う開放的な組織文化・風土の醸成に資するものと考えています。

職位別の平均研修受講時間

2023年度（2023年4月1日～2024年3月31日）



2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日）



（注）監査のOJTに要する時間は含めていません。

(3) 人事評価

職員の人事評価及び昇格については、監査品質の向上に焦点を合わせ、被監査会社の業界及びビジネスにおける課題に関する十分な理解とそれに応じた監査手法に関する理解と実践を重視しています。

職員の人事評価は、まず監査チームに属する業務執行社員が評価を付し、それをもとに総務人事部及び社員会で幅広い視点から検討・評価を行った結果を各個人に対話を通じてフィードバックするとともに、給与や昇格・アサインメ

ントに反映させています。一方、社員の評価についても、複数の評価者による多面的な評価アセスメントを導入し、専門性・適性・リーダーシップ等多様な側面からの評価を行った上で、その達成のための課題について理事長と話し合うこととしています。

人事評価における「対話」は単なる人事評価制度ではなく、監査品質のさらなる向上と法人の成長を目的とする相互理解の仕組みと位置付けられています。

CHAPTER 05 IT 基盤

(1) 情報セキュリティ

ひびき監査法人は、監査業務を遂行するにあたり、適切な情報セキュリティの確保が、法人に対する社会の信頼を支える重要なポイントだと考えています。そこで、私たちは、情報の管理及び保護に関する基本方針として情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策基準を定め、情報の紛失や漏洩、不正・私的利用等を未然に防止する体制を構築しています。具体的には、法人の構成員が使用する PC に保存するすべてのデータは、セキュリティシステムにより自動的に暗号化されています。さらに、業務時間中を除き、監査のために入手したデータ

及び監査調書作成のためのデータは PC 内に一切保存しないこととしています。このようなセキュリティ体制によって、近時急増しているハッカーの攻撃による情報流出リスクについても低減しています。

また、すべての構成員に対し、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策基準等を理解し実践していることについて、毎年宣誓書の提出を義務付けるとともに、モニタリング活動を通じて運用が徹底されていることを確認しています。

(2) 監査調書の電子化

ひびき監査法人は、監査調書の作成や査閲の効率化を図るために監査調書の電子化を行っています。また、監査調書の電子化により、監査調書の整理・管理及び保存も電子的な方法で運用する仕組みを構築しています。

電子化された監査調書は、監査調書の最終的

な整理日以降、所定の手続を経ない限り一切修正又は追加することは出来ず、監査調書の不適切な変更防止に寄与しています。なお、紙面で作成した監査調書については、監査調書の最終的な整理後は監査チームから物理的に隔離する措置を講じています。

(3) IT の利用

ひびき監査法人は、絶え間なく進化する IT テクノロジーを監査の現場に取り入れ、監査の IT 化に取り組んでいます。

すべての会計情報を紙媒体で入手することはほぼあり得ない今日の監査現場において、監査対象期間のすべての会計情報を電子データで入手し、データ分析ソフトウェアを利用するなどして、異常項目（例外的に高額な取引・マイナスの取引・取り消された取引・連番を欠く取引等）や一定の項目（休日・深夜時間帯の入力処理・入力者の権限を逸脱した入力処理・バックデータ入力処理等）など不自然な特定の取引のデー

タを抽出し、チェックしています。また、統計的な手法を駆使して、理論値と乖離するデータを抽出し、不適切な会計処理を検出する可能性を高めています。

このように、私たちは、金額の重要な項目の抽出や統計的抽出による検討、各勘定残高の合理性評価といった伝統的な手法に加え、全データを読み込み、リスクの高い異常な取引を抽出して焦点を当てることに重点を置く IT を活用した分析手法も取り入れ、監査手法の改善・精緻化を進めています。

職位別の IT 専門家の割合

2024 年 6 月 30 日

全体 13%

パートナー

公認会計士

その他専門職員

19% 10% 60%

2025 年 6 月 30 日

全体 10%

パートナー

公認会計士

その他専門職員

16% 8% 50%

CHAPTER 06

財務基盤

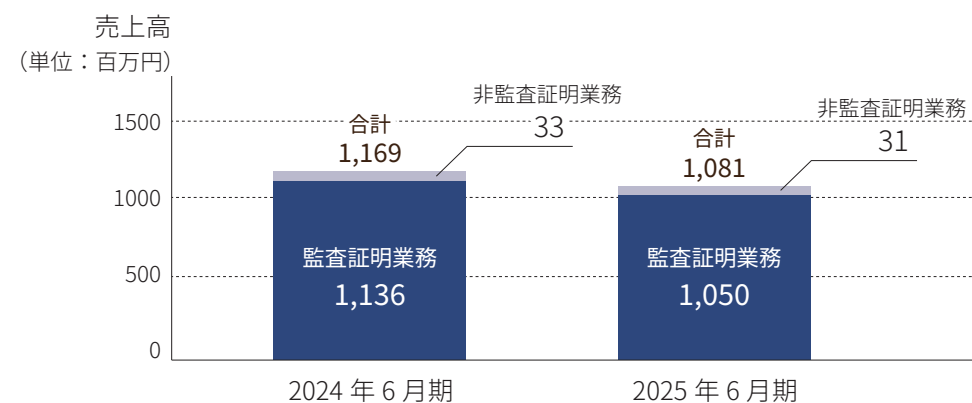
(1) 報酬依存度

ひびき監査法人は、被監査会社からの独立性を維持するために「報酬依存度に関する判断基準」を定めた上で、報酬依存度を一定の範囲内に抑えています。特定の被監査会社が社会的影

響度が高い事業体であり、報酬依存度が2年連続して15%を超える場合には、監査意見表明前に対外的なレビューを受けることとしています。現時点で該当する被監査会社はありません。

(2) 売上高

ひびき監査法人の売上高は下記グラフのとおりです。



CHAPTER 07

国際対応

(1) グローバルネットワーク

ひびき監査法人は、グローバル化・複雑化するクライアントのニーズに応えられるよう、世界的なアカウンティングネットワークである「PKF International」にメンバーファームとして加盟し、海外拠点も含めた全世界的な視野からの監査も実施できるよう体制を整えています。

PKF International は世界150カ国以上の独立した会計事務所及びコンサルティング・ファームによって構成される国際的な連合体であり、PKFメンバーファームは21,000人を超えるプロ

フェッショナルで構成され、PKF International はその中心として高い品質の会計監査業務をグローバルに展開しています。

私たちは、PKF International の国際会議に出席し、メンバーファームと活発な意見交換を行っています。また、約3年に1回、PKF International の品質管理レビューを受けており、メンバーファームとして監査品質のさらなる向上を目指す位置付けとなっています。

(2) 海外対応

ひびき監査法人は、PKF International との連携を通じて海外対応を行っています。具体的には、海外子会社等を有する被監査会社の監査に

ついて、必要に応じて PKF International のメンバーファームと連携し、海外子会社等の監査対応を行っています。

その他の取り組み

(1) 被監査会社及び資本市場関係者との意見交換

ひびき監査法人は、被監査会社の経営者・監査役等と定期的なディスカッションを行う場を設けています。ここでは、監査業務に限らず、幅広くかつ率直な意見交換を行っています。こうした意見交換から得られた重要な情報は、理事長に報告されるとともに、監査チームが必要な対応を行い、監査業務の一層の改善に役立っています。

また、資本市場関係者と意見交換を行う場を設け、上場会社等監査人登録制度や四半期開示制度の見直しをうけた監査法人の監査受嘱

環境の影響、市場区分の再編と新規上場市場の動向や上場（IPO）準備における企業を取り巻くプレーヤー、特に、中堅・中小監査法人に対して期待する役割・要望、非財務情報開示の今後の方向性などに関する意見交換を行っています。さらに、意見交換の内容について、ガバナンスに関与している外部評議員とも共有し協議を行い、こうして得られた結果を当法人のガバナンスや品質管理の向上に役立てています。

(2) 非監査業務の位置づけ

監査人の独立性を維持する観点から、被監査会社に対する非監査業務の提供に制限を設けています。つまり、業務提供予定先が被監査会社であるときには、当該非監査業務にかかわるチームは、品質管理部に対して業務提供の可否及び提供可能な業務の範囲を諮問し、重要度に応じ社員会・理事会又はアドバイザリーサービス部で当該非監査業務を提供することについて承認を得ています。

もっとも、非監査業務の提供によって、監査法人に所属する構成員の知識や視野を広げ、監査人としての力量を高めるといった効果も期待されます。

なお、監査法人の構成員（常勤職員を除く）に兼業や副業を認めていますが、利害関係の有無を調査し、利益相反や独立性の懸念のないことを確認しています。

(3) サステナビリティ情報開示への取り組み

サステナビリティに関する取り組みは、近年、企業経営上の主要な課題の一つとして位置付けられ、企業の対応に対する投資家の注目も国際的に高まっています。こうした状況を背景に、財務情報のみならずサステナビリティ情報の開示が一層重視されるようになっていきます。また、投資家の企業価値評価や投資判断に影響を及ぼすサステナビリティ情報については、情報の信頼性確保が強く求められており、第三者保証に対する需要も増大しています。

こうした中、我が国では 2025 年 3 月にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）から「サステ

ナビリティ開示基準」が公表され、2025 年 10 月には日本公認会計士協会（JICPA）より「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」の公開草案が公表されており、サステナビリティ情報の開示・保証に関する基準の整備が進んでいます。

このような動向を踏まえ、ひびき監査法人では、本部直轄のサステナビリティ担当社員を定めた上で、情報収集・人材育成に取り組んでいます。今後も、社会的要請や基準の動向を的確に踏まえつつ、サステナビリティ情報の信頼性向上に寄与できる体制の強化を図っていきます。

監査法人の透明性の向上と説明責任

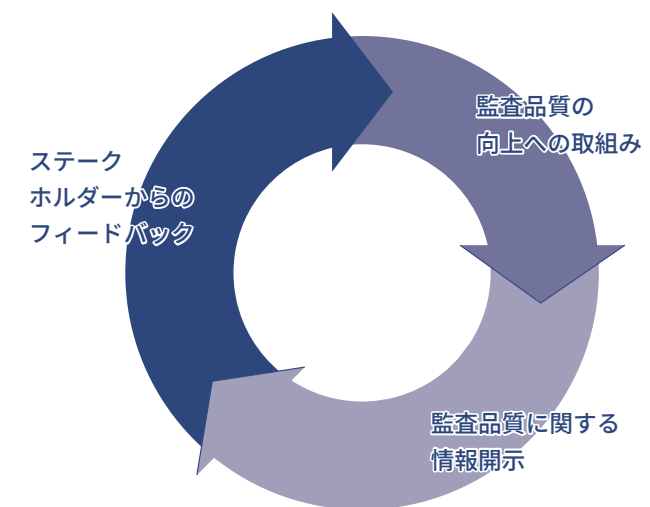
監査に対する社会の信頼を保持するためには、第一に監査品質を維持し継続的に改善していくこと、第二に監査法人全体のレピュテーションを維持し信頼性を向上させること、第三に監査法人が被監査会社の監査役等あるいは投資家等のステークホルダーに対して説明責任を果たしていくことが不可欠です。

私たちが監査品質の向上に不断に取り組み、その取組状況に関する説明責任を果たすことは、公共の利益に貢献する役割を担う監査法人としての責務ですが、説明責任として監査品質に関する情報開示を行うことで得られるステークホルダーからのフィードバックが更なる監査品質向上へのインセンティブ強化につながり、循環的な相互作用をもたらすと期待されています。

このため、私たちは、資本市場の参加者等が私たちの取組みを評価できるよう、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（金融庁 2017 年 3 月 31 日公表、2023 年 3 月 24 日改訂）を採用し、すべての原則を適用しています。その適用状況や会計監査の品質の向上に向けた具体的な取組について、ホームページ等で『監査品質に関する報告書』を開示して、外部利害関係者の理解を得るとともに、資本市場の参加者等と積極的な意見交換に努めて参ります。

そして私たちは、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や上記原則の適用の状況などへの評価結果ならびに独立性を有する外部評議員の意見等を、法人の組織的な運営の向上のため活用していく所存です。

循環的な相互作用



OVERVIEW

法人概要

PKF 概要 [プロフィール]

2025 年 6 月 30 日現在

理事長	田中 弘司	本部 大阪事務所
出資金	22,500,000 円	〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-3-6 北浜山本ビル 4 階 Tel：06-6229-0387 Fax：06-6229-0388
人員数	公認会計士 138 名 (うち代表社員 13 名、社員 6 名) 公認会計士試験合格者 3 名 その他専門職 3 名、事務職員 7 名 合計 151 名	東京事務所 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-8-4 陽友神田ビル 8 階 Tel：03-6811-6657 Fax：03-6811-6658
W E B	https://pkf-hibiki-audit.com	

沿革

1975 年 7 月	有恒監査法人設立	2012 年 2 月	PKF International に加入
1979 年 6 月	ナニワ監査法人設立	2014 年 7 月	大阪監査法人と新橋監査法人、 ペガサス監査法人が合併し、 ひびき監査法人に名称変更
1987 年 3 月	新橋監査法人設立		
1997 年 7 月	ペガサス監査法人設立		
2007 年 7 月	ナニワ監査法人と有恒監査法人が合併し、 大阪監査法人に名称変更		

クライアント

金融商品取引法・会社法監査 28 社 / 金融商品取引法監査 1 社 / 会社法監査 16 社 / 学校法人監査 3 法人 /
労働組合監査 8 組合 / その他法定監査 3 社 / その他監査 11 社

Transparency Report

「監査法人の組織的な運営に関する原則」と
ひびき監査法人「監査品質に関する報告書」との対応表

【監査法人が果たすべき役割】		【該当項目】	【頁】
原則 1		01 理事長からのメッセージ (1) はじめに	P.4～5
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	01 理事長からのメッセージ (1) はじめに (2) 監査・会計の専門家集団としてのコミットメント	P.4～6
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	01 理事長からのメッセージ (3) 監査法人の経営理念 (4) 監査法人の行動指針	P.6～7
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	01 理事長からのメッセージ (2) 監査・会計の専門家集団としてのコミットメント 04 人的基盤 (2) 人材育成 (3) 人事評価	P.6 P.17
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	01 理事長からのメッセージ (1) はじめに (2) 監査・会計の専門家集団としてのコミットメント 02 組織・ガバナンス体制 (3) 経営機関と現場との情報共有	P.4～6 P.10
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	08 その他の取組み (2) 非監査業務の位置づけ	P.22
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	07 国際対応 (1) グローバルネットワーク	P.21

【組織体制】	【該当項目】	【頁】
原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	02 組織・ガバナンス体制 (1) ガバナンスに対する考え方 (2) 組織の体制 (3) 経営機関と現場との情報共有	P.8～10
2-1 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	02 組織・ガバナンス体制 (1) ガバナンスに対する考え方 (2) 組織の体制	P.8～9
2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。		
○監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	02 組織・ガバナンス体制 (2) 組織の体制 03 品質管理体制 (1) 品質管理の取組み (2) 品質管理の体制	P.8～9 P.11
○監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	08 その他の取組み (1) 被監査会社及び資本市場関係者との意見交換	P.22
○法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	04 人的基盤 (2) 人材育成 (3) 人事評価	P.17
○監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	05 IT 基盤 (1) 情報セキュリティ (2) 監査調査の電子化	P.18
2-3 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	02 組織・ガバナンス体制 (2) 組織の体制 (3) 経営機関と現場との情報共有	P.8～10

【組織体制】	【該当項目】	【頁】
原則 3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	02 組織・ガバナンス体制 (4) 評議会の設置	P.10
3-1 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	02 組織・ガバナンス体制 (4) 評議会の設置	P.10
3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	02 組織・ガバナンス体制 (4) 評議会の設置	P.10
3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。		
○経営機能の実効性向上に資する助言・提言	02 組織・ガバナンス体制 (4) 評議会の設置	P.10
○組織的な運営の実効性に関する評価への関与	02 組織・ガバナンス体制 (4) 評議会の設置	P.10
○経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与	02 組織・ガバナンス体制 (4) 評議会の設置	P.10
○法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	02 組織・ガバナンス体制 (4) 評議会の設置	P.10
○内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	02 組織・ガバナンス体制 (4) 評議会の設置 03 品質管理体制 (10) 内部通報等への対応	P.10 P.15
○被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	08 その他の取組み (1) 被監査会社及び資本市場関係者との意見交換	P.22
3-4 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	02 組織・ガバナンス体制 (4) 評議会の設置	P.10

【業務運営】		【該当項目】	【頁】
原則 4			
監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		02 組織・ガバナンス体制 (3) 経営機関と現場との情報共有	P.10
		04 人的基盤 (2) 人材育成	P.17
		08 その他の取組み (1) 被監査会社及び資本市場関係者との意見交換	P.22
4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	02 組織・ガバナンス体制 (3) 経営機関と現場との情報共有	P.10
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	04 人的基盤 (2) 人材育成 (3) 人事評価	P.17
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。		
	○法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	04 人的基盤 (1) 法人構成員の状況	P.16
	○法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	08 その他の取組み (2) 非監査業務の位置づけ	P.22
	○法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	04 人的基盤 (1) 法人構成員の状況 (2) 人材育成 (3) 人事評価	P.16～17
	○法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	04 人的基盤 (2) 人材育成 (3) 人事評価	P.17
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	08 その他の取組み (1) 被監査会社及び資本市場関係者との意見交換	P.22
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	03 品質管理体制 (10) 内部通報等への対応	P.15

【透明性の向上】		【該当項目】	【頁】
原則 5			
監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		09 監査法人の透明性の向上と説明責任	P.23

5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	09 監査法人の透明性の向上と説明責任	P.23
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。		
	○会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	01 理事長からのメッセージ (1) はじめに (2) 監査・会計の専門家集団としてのコミットメント	P.4～6
	○法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	01 理事長からのメッセージ (3) 監査法人の経営理念 (4) 監査法人の行動指針	P.6～7
	○監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	01 理事長からのメッセージ (1) はじめに (2) 監査・会計の専門家集団としてのコミットメント 03 品質管理体制 04 人的基盤 (1) 法人構成員の状況	P.4～6 P.11～15 P.16
	○監査法人における品質管理システムの状況	03 品質管理体制	P.11～15
	○経営機関等の構成や役割	02 組織・ガバナンス体制 (2) 組織の体制	P.8～9
	○監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	02 組織・ガバナンス体制 (4) 評議会の設置	P.10
	○法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	08 その他の取組み (2) 非監査業務の位置づけ	P.22
	○監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	05 IT 基盤 (2) 監査調査の電子化 (3) IT の利用	P.18～19
	○規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	04 人的基盤 (1) 法人構成員の状況 (2) 人材育成	P.16～17
	○特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	06 財務基盤 (1) 報酬依存度	P.20
	○海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	07 国際対応 (2) 海外対応	P.21
	○監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	02 組織・ガバナンス体制 (4) 評議会の設置	P.10
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。		
	○グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	07 国際対応 (1) グローバルネットワーク	P.21
	○グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）	07 国際対応 (1) グローバルネットワーク	P.21
	○会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	07 国際対応 (1) グローバルネットワーク	P.21
	○会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	07 国際対応 (1) グローバルネットワーク	P.21
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	08 その他の取組み (1) 被監査会社及び資本市場関係者との意見交換	P.22
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	03 品質管理体制 (8) 品質管理システムのモニタリング 09 監査法人の透明性の向上と説明責任	P.14 P.23
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	09 監査法人の透明性の向上と説明責任	P.23



ひびき監査法人

<https://pkf-hibiki-audit.com>

発行日 2025 年 12 月

PKF International

ひびき監査法人は、PKF インターナショナル・リミテッドのメンバーファームのネットワークである PKF グローバルのメンバーであり、各メンバーはそれぞれ独立した法人であり、PKF グローバルは個々のメンバーまたはコレスポンデントファームの行為または不作為についていかなる責任も負いません。PKF および PKF のロゴは、PKF グローバルおよび PKF インターナショナル・リミテッドのメンバーファームによって使用される登録商標です。これらは、本ネットワークの正規のライセンスを受けたメンバーファーム以外の者が使用することはできません。

PKF Hibiki Audit Corporation is a member of PKF Global, the network of member firms of PKF International Limited, each of which is a separate and independent legal entity and does not accept any responsibility or liability for the actions or inactions of any individual member or correspondent firm(s). PKF and the PKF logo are registered trademarks used by PKF Global and member firms of the PKF International Limited. They may not be used by anyone other than a duly licenced member firm of the Network.